

志免町みんなの参画条例施行規則

(中略)

第3章 住民参画の方法

第1節 パブリック・コメント

(対象)

第11条 条例第7条第1号の規定によるパブリック・コメントの対象は、条例第6条に規定するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリック・コメントの手続を行わないことができます。

- (1) 法令により縦覧等の手続が義務付けられている政策等の策定
- (2) 法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

(意見の提出)

第12条 パブリック・コメントの実施により意見等を提出できる人は、条例第2条第1項各号に掲げる人のほか、パブリック・コメントの対象となる事案について利害関係を有する人とします。

(事前公表)

第13条 行政は、パブリック・コメントを実施するときは、次に掲げる事項について、あらかじめ公表するものとします。

- (1) 当該事項の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該事項の案等及び当該案に関する資料等
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) その他行政が必要と認める事項

(意見等の提出方法等)

第14条 パブリック・コメントにおける意見等の提出方法は、次のとおりとします。

- (1) 行政が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他行政が必要と認める方法

2 意見等の提出期間は、前条の規定により公表を開始した日から起算して1月以上とします。

3 前項の規定にかかわらず、行政は、やむを得ない理由があるときは、1月を下回る提出期間を定めることができます。この場合において、前

条の規定による公表の際、その理由を明らかにするものとします。

- 4 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名、電話番号、事業所等の名称、所在地及びその他行政が必要と認める事項を明らかにするものとします。

(意見等の取扱い)

- 第15条 行政は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとします。

(結果の公表)

- 第16条 行政は、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する行政の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、不開示情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないものとします。

(パブリック・コメントの所管)

- 第17条 パブリック・コメントに係る庶務は、担当課において行うものとします。

(実施状況の公表)

- 第18条 町長は、行政におけるパブリック・コメントの実施状況について取りまとめ、公表するものとします。

- 2 前項の規定に係る庶務は、総務課において行うものとします。

(以下省略)